行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 池田土木事務所 | 行政財産の使用料は、使用開始の日前に全額を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料が納付されていなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 使用目的 | 使用許可期間 | 許可数量 | 使用料 | 納付日 | | 電柱設置 | 令和５年７月７日から  令和６年３月31日まで | 第３種電柱１本  支柱１本  支線１条 | 5,330円 | 令和５年７月31日 | | 電柱設置 | 令和５年８月10日から  令和６年３月31日まで | 支線１条 | 1,140円 | 令和５年９月８日 | | 電柱設置 | 令和５年11月29日から  令和６年３月31日まで | 第３種電柱２本 | 3,090円 | 令和５年12月20日 | | 検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【行政財産使用料条例】  （納付の時期）  第４条　使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。（以下略） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年10月16日）